

◆情報通信機器を用いた診療

当院では、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和 5 年改訂）および 2026 年度診療報酬改定に基づき、オンライン診療を安全かつ適切に提供しています。また、当院が遵守している内容をまとめたオンライン診療指針遵守チェックリストを公表いたします。

1. オンライン診療の提供に関する事項

■ 医師 - 患者関係・合意

- ・オンライン診療の実施には、患者さまの希望と合意を確認しています。
- ・医師は毎回オンライン診療の適否を判断し、必要時は対面診療へ切り替えます。

■ 初診時の取り扱い

- ・初診オンライン診療では向精神薬の処方を行いません。
- ・オンライン初診が適さない場合は対面診療へ誘導します。

■ 患者説明

- ・オンライン診療の限界、対面併用の必要性、急変時対応などを事前説明します。

2. 診療計画

- ・対面診療で医学的評価を行い、診療計画を作成（2 年間保存）。

3. 本人確認

- ・医師・患者双方が身分証等で本人確認。
- ・初診オンラインは顔写真付き証明書等で確認。

4. 薬剤処方・管理

- ・初診オンライン診療で麻薬・向精神薬の処方を行いません。
- ・再診で向精神薬処方時は電子処方箋管理サービスで重複投薬確認。

5. 診察方法

- ・リアルタイム映像＋音声による診療を実施。
- ・必要な情報が得られない場合は対面へ切替え。

6. オンライン診療の提供体制

- ・医師は適切な環境・通信品質のもと診療を実施。
- ・患者にはプライバシーが確保された場所で受診を依頼。

7. 通信環境（セキュリティ）

- ・暗号化通信、多要素認証、アクセスログ管理等を実施。

8. 医師・患者教育

- ・医師はオンライン診療研修を受講。
- ・IT 支援が必要な患者には支援者が対応。